

公益財団法人大和市国際化協会国際化推進事業助成金交付規程

2012年 規程第34号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大和市国際化協会(以下「協会」という。)の国際化推進事業に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成金の交付対象は、次に掲げる各号すべてに該当する団体とする。

- (1) 大和市内に活動の拠点を置き、年間を通じて活動していること、又は年間を通じて活動していく予定であること
- (2) 国際化推進事業を営利目的で行っていないこと
- (3) 堅実な活動実績を有すること。新設団体においては、堅実な事業計画を有すると認められること
- (4) 規約等を有し、代表者が明確であること

2 その他特に理事長が認めたもの。

(助成の対象事業及び期間)

第3条 助成金交付の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、前条に規定する団体が実施する非営利の事業で、別表第1に掲げるものとする。

- 2 協会の他の助成を受けている事業は、前項の規定にかかわらず、この助成金交付の対象とならない。
- 3 団体の管理運営等に対する事業は、助成交付金の対象とならない。
- 4 同一団体による同一内容の事業は、助成金の交付期間を最長5年とする。

(助成の対象経費及び助成金の額)

第4条 助成事業のうち、助成の対象となる経費及びこれに対する助成金の額は、別表第1のとおりとする。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、国際化推進事業助成金交付申請書(第1号様式)に、次の書類を添えて理事長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 主催団体の概要又は参加者名簿(第3号様式)
- (3) 事業収支予算書(第4号様式)

2 申請の期限は、当該事業年度の4月末日とし、当該事業年度4月から翌年3月までの内容により申請する。

(交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、予算の範囲内において、その助成の可否及び額を決定するものとする。

2 助成金交付決定の審査にあたり、基準となる用語の定義及び解釈は、別表第2のとおりにする。

3 理事長は、前項の規定により助成を決定したときは、国際化推進事業助成金交付決定通知書（第5号様式）により通知する。

（助成金の請求）

第7条 助成金の交付決定を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、国際化推進事業助成金交付請求書（第6号様式）を理事長が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に助成金を交付するものとする。

（助成事業の変更等）

第8条 交付団体は、助成事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに国際化推進事業助成金交付変更（中止）申請書（第7号様式）に次の書類を添えて、理事長に提出し承認を得なければならない。

（1）事業変更計画書（第8号様式）

（2）事業変更収支予算書（第9号様式）

（実績報告）

第9条 交付団体は、助成事業終了後速やかに国際化推進事業実績報告書（第10号様式）に次の書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

（1）事業収支計算書（第11号様式）

（2）支出を証明する書類のうち理事長が必要と認めるもの

（助成金の返還）

第10条 理事長は、交付団体が次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付を取り消し又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

（2）助成金を他の目的に使用したとき

（3）第8条の規定に基づく助成事業の変更等があった場合

（4）この規程に規定された義務を履行しないとき

（委任）

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則（2012年 規程第34号）

（施行期日）

1 この規程は、公益財団法人大和市国際化協会の設立の登記の日から施行する。

2 財団法人大和市国際化協会国際化推進事業に対する助成金の交付に関する要綱（1994年

要綱)は、廃止する。

附 則(2012年 規程第44号)

(施行期日)

この規程は、2012年10月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項及び第4条関係)

| 対象事業 | 事業内容 | 対象経費及び助成金額 |
|----------------|--|--|
| 多文化共生事業 | 日本語教室(市内を拠点に、外国人市民への日本語指導を行う事業) | 事業に要する総支出額のうち、団体が負担すべき金額の80%、若しくは20万円のいずれか少ない方の額 |
| | 外国人市民の自立と社会参加を促進する事業及び市民の相互理解を促進する事業 | 事業に要する総支出額のうち、団体が負担すべき金額の50%、若しくは20万円のいずれか少ない方の額 |
| 国際交流(派遣・招へい)事業 | 団体が、文化、スポーツ、学術又はその他の人的交流を通して国際交流及び国際親善を図る目的をもって市民を友好都市を除く国外に派遣する、若しくは招へいする事業 | 2万円に、派遣もしくは招へいされる人数を乗じた額、又は往復運賃の50%に、派遣もしくは招へいされる人数を乗じた額、若しくは20万円のいずれか少ない方の額 |

別表第2（第6条第2項関係）

| 条項号 | 対象条文・用語 | 定義及び基準 |
|------------------------|---|--|
| 第2条第2号 | 「営利目的」 | <p>団体及び企業が行う国際化の推進を目的とする事業のうち、その収益が構成員及び社員に配当されるなど、利益を生じることを前提としている活動をいう。</p> <p>（例）外国語学校・塾・旅行業・運送業・翻訳業</p> |
| 第3条 | 「非営利の事業」 | <p>申請事業の事業費が、構成員の拠出金、各種助成金などの団体の自主財源により賄われる事業。</p> <p>事業の対象者から参加費及び入場料を徴収する場合には、当該事業に必要とする経費（構成員への人件費は除く。）を超えないもの。</p> <p>一般の営利企業等の活動と明確に区別が判断できる事業。</p> |
| 第10条第3号 | 「助成事業の変更等があった場合」 | <p>第8条に規定する「助成事業変更（中止）申請書」の提出がなかった場合においても、実績報告において助成対象経費が当初予算額の20%以上軽減された場合は、その額に応じて助成金の返還を求めるものとする。</p> |
| 別表 1 多文化共生事業 | 「団体が負担すべき金額」 | <p>団体が負担すべき金額とは、収入のうち入場料等参加者の負担金、当助成金以外の助成金、賛助金、寄付金及び広告料収入を総支出額から差し引いた金額とする。</p> |
| | 「20万円のいずれか少ない方の額」 | <p>1団体20万円までとは、当助成制度全体を通じ、1団体に対して1年度内に交付できる限度額と定義する。（次の国際交流事業についても同様。）</p> |
| 別表 2 国際交流（派遣・招へい）事業 | 「文化、スポーツ、学術又はその他の人的交流を通して国際交流及び国際親善を図る目的」 | <p>派遣先及び派遣される市民との交流の手段が、文化行事、親善試合、研究会議などの具体的な計画を有するものに限る。ただし、青少年のホームステイなど、滞在すること自体が国際理解の手段とされるもので、観光旅行と明確に区別できるものはこの限りではない。</p> |
| | 「往復運賃」 | <p>往復運賃、宿泊料及び食事代が含まれた旅行代金として契約された旅行については、それらを全て含めた金額を「往復運賃」とみなす。</p> |